

# 学 則

## 第1章 本学の目的及び使命

第1条 本学は、広く一般教養並びに専門の知識を授けるとともに職業に必須な学術技能を教授研究し、人格を陶冶して良き社会人として世界の平和と人類の福祉に寄与し得る人間を育成することを目的とする。

## 第2章 学科の組織及び目的

第2条 本学に食物栄養学科、キャリア創造学科を置く。

2 本学は、前条に掲げる目的を達成するため設置学科の目的を次のとおり定める。

### 食物栄養学科

食に関わる専門的な知識・技術・実践力を修得し、食と健康の専門家の育成を目的とする。

### キャリア創造学科

幅広い教養と専門知識・技術を修得し、豊かな生活を創造する人材の育成を目的とする。

## 第3章 授業科目

第3条 本学における授業科目及びその単位数を別表1のとおりとする。

## 第4章 履修方法及び課程修了認定

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第5条 本学における1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第6条 本学の授業科目は学科毎に次のとおり区分し、これらを2年間に配当して教授する。

食物栄養学科：教養科目、専門科目

キャリア創造学科：教養科目、専門科目

第7条 1科目の課程を修了した学生には単位を与える。各授業科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

(1) 講義に関しては、1時間の講義に対し教室外における2時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、15時間の講義をもって1単位とする。ただし必要があるときは、22時間半又は30時間の講義をもって1単位とすることができる。

(2) 演習に関しては、2時間の演習に対し1時間の準備を必要とすることを考慮し、30時間の演習をもって1単位とする。ただし必要があるときは、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 実験・実習・実技に関しては、学習はすべて実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、45時間の実験・実習・実技をもって1単位とする。ただし必要があるときは、30時間の実験・実習・実技をもって1単位とすることができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う

教室以外の場所で履修させることができる。

4 前項の授業の方法により修得する単位数は、第8条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち

30単位を超えないものとする。

第8条 学生は、卒業するためには2年以上在学し、食物栄養学科およびキャリア創造学科では、教養科目、専門科目合わせて62単位以上を取得しなければならない。

2 食物栄養学科では、学則必修を含む教養科目12単位以上、専門科目46単位以上を取得しなければならない。

3 キャリア創造学科では、専門科目の学則必修科目9単位、教養科目12単位以上を取得しなければならない。

4 学則に定めのない授業科目の履修に関する事項については、「履修規程」に定める。

#### 第8条の2

本学に入学した学生が、入学以前に本学又は国内外の他大学・短期大学において履修した科目の修得単位を、本学において教育上有益と認めるときは、本学で開講されている授業科目に換えて、その単位を認定することができる。

2 前項の実施に当たり必要な事項は、「既修得単位の認定に関する規程」に定める。

#### 第8条の3

本学に入学した学生が、本学と国内外の他大学・短期大学との合意に基づき、当該大学・短期大学で修得した単位を本学において教育上有益と認めるときは、本学で開講されている授業科目に換えて、その単位を認定することができる。

2 前項の他大学・短期大学のうち、単位互換制度協定を締結している教育機関での開講科目の履修の実施に当たり必要な事項は、「単位互換制度による修得単位の認定に関する規程」に定める。

3 前項の単位互換制度協定を締結している教育機関からの学生の受け入れについては、「単位互換履修生の受け入れに関する規程」に定める。

#### 第8条の4

本学学生が自己の所属する学科でなく他学科のみに配当されている科目の履修を希望し、かつ、本学において教育上有益と認めるときは、所属学科の授業科目区分に相当する単位として、その科目の単位を認定することができる。

2 前項の実施に当たり必要な事項は、「他学科科目履修と単位認定に関する規程」に定める。

#### 第8条の5

第8条の2、3、4の各規定により認定される単位の合計は、30単位を超えないものとする。

第9条 課程修了の認定は試験による。試験は、学期末又は学年末にその履修した科目について筆記、口述、論文等によって行う。

第10条 各科目の成績は100点満点とし、60点以上を合格とする。

第11条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

3 第2項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養学科      短期大学士（食物学）

キャリア創造学科 短期大学士（キャリア創造学）

- 第 12 条 食物栄養学科において栄養士免許証を得ようとする者は、第 8 条の規定のほか、栄養士法及び同法施行規則に規定された科目単位を取得しなければならない。
- 2 食物栄養学科において栄養教諭二種免許状を得ようとする者は、第 1 項の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定された科目単位を取得しなければならない。
- 第 13 条 キャリア創造学科において製菓衛生師試験受験資格を得ようとする者は、第 8 条の規定のほか、製菓衛生師法及び同法施行規則に規定された科目単位を取得しなければならない。

第 5 章 入・退学、休学及び転学

- 第 14 条 入学の時期は、毎年 4 月とする。
- 第 15 条 学生の入学定員は、食物栄養学科 120 名、キャリア創造学科 100 名とする。
- 第 16 条 本学に入学することのできるのは、次の各号の 1 つに該当する者でなければならない。
- (1) 高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業した者
  - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者  
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者)
  - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者
  - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - (6) その他学長が、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 第 17 条 入学の手続は、別に定めるところによる。
- 第 18 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。
- 第 19 条 病気又はやむをえない事情により休学しようとするときは、学長に願い出て、許可を得なければならない。
- 2 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長をすることができる。
  - 3 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。
  - 4 休学期間は第 4 条第 2 項に定める在学年限に算入しない。
  - 5 休学中の者が復学を願い出た場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 第 19 条の 2  
病気又はやむをえない事情により退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を得なければならない。
- 2 退学した者が、退学後 2 年以内に再入学を願い出た場合は、学長の許可を得て再入学することができる。
  - 3 前項の実施に当たり必要な事項は「再入学に関する規程」に定める。
- 第 20 条 他の大学に、もしくは他の大学から転学を志望する学生があるときは、正当の事由があると認めた場合には、転学を許可することがある。
- 第 21 条 次の各号の 1 つに該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍する。
- (1) 授業料等の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
  - (2) 第 4 条第 2 項に規定する在学年限を超えた者
  - (3) 死亡又は行方不明の者

## 第21条の2

前条第1号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合は、学長は教授会の審議を経て、復籍させることができる。

- 2 前項の実施に当たり必要な事項は、「復籍に関する規程」に定める。

## 第6章 入学金、授業料・施設設備費、教材費及び履修料

第22条 入学金、授業料及び施設設備費の額は、別表2のとおりとする。

- 2 教材費の額は、別表3のとおりとする。

- 3 科目等履修生の履修料は、別表4のとおりとする。

- 4 前3項に定める、入学金、授業料・施設設備費、教材費及び履修料を併せて学費という。

- 5 社会人入学生の学費については、別に定める「社会人入学に関する規程」による。

第23条 既に納入された学費は、返還しない。

授業料等及び履修料は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

第24条 学費に関する事項は、「学費等納入規定」に定める。

第25条 成績良好にして学内生活に寄与するところ顕著な者には、事情により教授会において選考の上授業料を免除し、もしくは学資を貸与することがある。

## 第7章 教職員組織

第26条 本学に学長、教授、准教授、助教、実験助手及び事務職員を置く。その任免は、別に定めるところによる。

第27条 講義、演習、実験、実習及び実技は、専任の教授、准教授、助教が担当することを原則とする。ただし、一時兼任の講師が担当又は分担することがある。

## 第8章 教授会

第28条 本学に教授会をおく。

第29条 教授会の構成は、別に定める「教授会規則」による。

第30条 教授会の審議事項は、別に定める「教授会規則」による。

## 第9章 学生定員

第31条 学生の定員は次のとおりとする。

食物栄養学科	240名
キャリア創造学科	200名

## 第10章 図書館

第32条 本学に図書館を附設する。

第33条 図書館に関する規定は別に定める。

## 第11章 科目等履修生

第34条 本学の授業料目の一部を修めようとする者がいるときは、教授会において資格を判定し、学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は、「科目等履修生規程」に定める。

第35条 科目等履修生のうち、本学と単位互換協定を締結した大学又は短期大学の学生については、本学学則第8条の3の3に規定する。

## 第12章 公開講座

第36条 公開講座は、学生の研究並びに一般市民の文化向上に資する。

第37条 公開講座は、教授会の議を経て適宜日時を定めてこれを開く。

## 第13章 学年、学期及び休業日

第38条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第39条 学年を分けて2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

但し、必要と認めた場合は、前期閉講日および後期開講日を変更することができる。

第40条 定期休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日・休日

(2) 創立記念日 5月1日

(3) 夏季休業日 8月上旬から9月下旬まで（詳細は、各年度ごとに定める）

(4) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで（詳細は、各年度ごとに定める）

2 必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

3 必要と認めるときは、第1項の休業日において授業並びに学校行事を行うことができる。

4 第1項に定める休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

#### 第14章 保健施設

第41条 職員、学生の保健医療のために医務室を設ける。

#### 第15章 賞 罰

第42条 操行学業ともに優秀で、他の模範となる者に対しては、表彰することがある。

2 成績優秀な者には、教授会の審議決定により別に定める奨学金を交付する。

第43条 本学の学則に違反し、又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の審議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の1つに該当する学生に対して行う。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 附則

(一部省略)

1 本学則は、令和4年度(2022年度)以降の入学生に対し令和4年(2022年)4月1日から実施する。

2 第19条に規定する休学・復学・再入学等については、令和4年度(2022年度)以降の在籍学生に対し令和4年(2022年)4月1日から実施する。

#### 別表(省略)

[第3条の授業科目及び単位数については、後掲の配当表及び必修・選択区分一覧表を参照のこと]

[第22条の入学金、授業料・施設設備費、教材費及び履修料については学費等納入規定P.92~94を参照のこと]